

目 次

<a href="#">第 84 回例会・勉強会の報告</a>	P. 1
別紙 1 <a href="#">事務局報告</a>	P. 1
別紙 2 <a href="#">政治の現況について</a>	P. 3
別紙 3 <a href="#">緊急警告 051 号</a>	P. 6
別紙 4 <a href="#">読者のひろば</a>	P. 8
<a href="#">当会の刊行物と入会案内</a>	P. 10

---

## [第 84 回例会・勉強会の報告](#)

3 月 28 日、都内・三田いきいきプラザにて第 84 回例会・勉強会を開催した（参加者 7 名）。

例会では鹿島委員が座長となり、事務局報告を福田共同代表が行い<[別紙 1](#)>、政治の現況を草野委員が報告した<[別紙 2](#)>。勉強会では、当会発出予定の「緊急警告 051 号（案）」を基に「尖閣諸島をめぐる問題」について議論した。

事務局報告では、①来信及び当会と発行ニュースに対する会員からの意見、②冊子シリーズ 11 号の進捗状況、③「緊急警告 051 号（案）」などについて議論した。

政治の現況報告では、草野委員がこの 1 か月間の主なニュース 11 項目を提起し、その中から原発問題に関する「朝日新聞社説」と「読売新聞社説」を比較して論点を述べ、全体で議論した。この中で「10 年前の事故が原発ゼロの歴史的転換点にならなかった」「原発全廃を明確に打ち出すべきだ」「汚染水処理問題が“風評被害”に矮小化されている。トリチウム海水汚染は容認できない」「廃炉研究、核兵器解体技術などの育成で人類のための研究を進めるべき」「既得権益構造を打破し、雇用確保や地域産業の政策を明確にして世論を変えていくべきだ」などの意見が出された。

勉強会では、尖閣諸島をめぐる日中両国の緊張が激化する中で、両国の相互理解の緊急性が福田代表より訴えられ、当会として「緊急警告 051 号（案）尖閣諸島をめぐる緊張の緩和を図れ」発出の重要性が提起された。議論は、尖閣諸島をめぐる日中間の交渉経緯および中国・習近平体制の評価について活発な意見が交わされ、「緊急警告 051 号（案）」を次回の運営委員会で確定することが確認された。

---

### <別紙 1> [事務局報告](#)

※ 郵送費節約のため、メール受信が可能な方はアドレスをご一報下さい。

福田玲三（事務局）

#### 1) 来信

## 芳賀法子氏（わだつみのこえフィールドワークの会）より

過日、完全護憲の会 共同代表より 2020年9月ご発行の「日本国憲法が求める国の形 シリーズ No.10、三鷹事件・巨大な策略の闇～冤罪晴らす最新開始を～付記＝下山・松川事件」ご寄贈頂きました。

私事ですが、三鷹事件については、戦後現在に至る、GHQによるレッドパージ・労組殲滅の流れの中で、自衛隊違憲訴訟関連の、砂川・恵庭・長沼ナイキという内藤功弁護士からの護憲の戦いと共に、記憶とするだけでなく、その志を受け継いでいくべき歴史的事実と感じ、2019年NHK ETV特集「三鷹事件 70年後の問い 死刑囚竹内景助と裁判」を録画DVD化し、又（財）日本鉄道事業福祉協会 <http://www.jigyoku-kyoukai.org/publics/index/27/> での、三鷹事件関連展示を拝見に伺ったりして、興味を持ってはありましたが、著者ご自身が兵役からご帰還後、国労に所属され、三鷹・下山・松川事件の発生とその後の経過を実体験され、裁判経過のみならず及び関連メディアへの抗議を含め、被告の無罪証明への不屈の使命感を以て活動されてきたことを、知る機会となり、臨場感溢れる歴史的事実の重みを書面を以て体感する事により、目下の社会の現実への理解が深まると実感し、この機会に、わだつみのこえフィールドワークの会のみなさまに紹介させて頂きたいと思っております。

### 2) 冊子シリーズ 10 号の増刷について

シリーズ 10 号『三鷹事件・巨大な謀略の闇——冤罪晴らす再審開始を——付記＝下山・松川事件』（1000部発行）は残部僅かなため 200 部追加を発注した。

### 3) 冊子シリーズ 11 号の発行について

後藤富士子弁護士に執筆を依頼しているシリーズ 11 号は、第 4 章（日本国憲法が描く裁判官像）と終章の執筆を終了。以後、約 1 か月の予定で学習を兼ねて検討し、必要であれば手直しをお願いした後、印刷に入り、約 120 ページの冊子として、5 月下旬発刊を目指している。

なお執筆者はタイトルとして『日本国憲法の司法—「法治国家」から「法の支配」』を提案している。

### 4) 緊急警告 051 号最終稿について

「緊急警告 051 号 尖閣諸島をめぐる緊張の緩和を図れ」の最終稿について、運営委員会の議論を経た後、決定する予定。 [＜別紙 3＞](#)

### 5) 「読者のひろば」

和田伸・香穂里氏、森正孝氏、柘植淳平氏、小久保和孝氏（札幌市）からの投稿を掲載。 [＜別紙 4＞](#)

### 6) 集会の案内

「週刊金曜日」東京南部読者会：新型コロナ情勢により、会場の夜間使用制限のため中止と決定。

4月23日（金）18：30～20：30 大田区消費者生活センター会議室（JR蒲田駅東口徒歩5分）

### 7) 当面の日程 ※ コロナ感染の情勢次第で延期となるため、当会ホームページをご参照下さい。

第 85 回例会・勉強会	4 月 25 日（日）13:30～16:00	新橋・ばるーん 205
第 87 回運営委員会	4 月 25 日（日）16:00～	新橋・ばるーん 205 （日程変更）
第 86 回例会・勉強会	5 月 23 日（日）13:30～16:30	三田いきいきプラザ集会室 B
第 88 回運営委員会	5 月 30 日（日）13:00～	三田いきいきプラザ講習室
第 87 回例会・勉強会	6 月 27 日（日）13:30～16:30	三田いきいきプラザ集会室 C

<別紙 2>

[政治の現況について](#)

(1) 主なニュース一覧 (2021/2/21-3/20)

- \*総務省、菅首相長男関与の東北新社接待問題で11人処分 (2021/2/22)
- \*大阪地裁、生活保護費の減額決定取り消す判決 (2021/2/22)
- \*尖閣諸島への上陸目的で領海侵入した場合「危害射撃」可能 政府見解 (2021/2/26)
- \*緊急事態宣言 大阪、兵庫、京都、愛知、岐阜、福岡、6府県を先行解除 (2021/2/28)
- \*緊急事態宣言 東京、神奈川、埼玉、千葉の1都3県再延長決定 3月21日まで (2021/3/5)
- \*玄海原発差し止め訴訟 佐賀地裁、原告側の設置許可・再稼働差し止め請求棄却 (2021/3/12)
- \*日米2プラス2開催 中国を名指し批判 (2021/3/16)
- \*札幌地裁、同性婚を認めないのは憲法14条(法の下での平等)違反判決 (2021/3/17)
- \*緊急事態宣言 東京、神奈川、埼玉、千葉の1都3県21日で解除決定 (2021/3/18)
- \*水戸地裁、東海第二原発の運転禁止判決 (2021/3/18)
- \*広島高裁、伊方原発の運転差し止め仮処分決定を取り消し (2021/3/18)

(2) 新聞社説、ニュース記事(議論の活発化のため、あえて意見の異なる主張も掲載)

①読売新聞 オンライン 2021年2月26日 ニュース記事

**尖閣上陸目的で接近の場合、自衛隊が「危害射撃」可能…岸防衛相が見解**

岸防衛相は26日の閣議後の記者会見で、中国の海上保安機関・海警局などの船が沖縄県の尖閣諸島に上陸する目的で島に接近した場合、「凶悪な罪」だと認定し、自衛隊が、相手を負傷させる可能性のある「危害射撃」を行える場合があるとの見解を示した。

危害射撃の法的根拠として、岸氏は警察官職務執行法7条を挙げた。具体的にどのような場合に認められるかは、「海警の船舶がどのような行動をとるかによって変わってくる。個別の状況に応じて判断する」と述べるにとどめた。

海警船の領海侵入などには、海上保安庁が対処できない場合に限り、防衛相が海上警備行動を発令して自衛隊が対応に当たる。

海上警備行動で自衛隊に認められる武器の使用基準は、警職法7条などが準用される。同条項は正当防衛と緊急避難のほか、3年の懲役・禁錮以上の「凶悪な罪」の現行犯を制圧する場合などに限り、危害射撃を認めている。

25日の自民党の国防部会などの合同会議で、政府側は海上保安庁の海上保安官が、「凶悪な罪」を理由に海警船などへ危害射撃できる場合があるとの法解釈を示していた。加藤官房長官は26日の記者会見で、海保による危害射撃が認められるケースについて、「非常に精緻せいちな整理をしなければならぬ」と述べた。

警職法に基づく武器の使用は国内法の執行などに必要な範囲での実力行使であり、外国からの武力攻撃に対する自衛権に基づく武力行使とは区別されている。

②毎日新聞 2021年3月16日 ニュース記事

**日米2プラス2開催 中国を名指し批判「国際社会に課題提起」**

日米両政府は16日、外務・防衛担当閣僚による安全保障協議委員会(2プラス2)を東京都内で開いた。両政府は会談後に発表した共同文書で、中国を名指しして「既存の国際秩序と合致しない行動

は日米同盟、国際社会に課題を提起している」と批判。中国海警法に対しては「深刻な懸念」を表明した。

会談は約1時間半行われた。バイデン米政権の閣僚による外国訪問は今回が初めてで、共同文書で中国を名指し批判するのも異例。強固な日米同盟をアピールするとともに、威圧や安定を損なう行為に反対する姿勢を強く打ち出すことで、中国の挑発的な行動をけん制する狙いがある。

共同文書は、対日防衛義務を定めた日米安全保障条約第5条の下、米国が沖縄県・尖閣諸島を含む日本の防衛に当たるとしたうえで、「尖閣に対する日本の施政を損なおうとする、いかなる行動にも引き続き反対する」と明記。インド太平洋地域における日米同盟の重要性を指摘したうえで、「日本は同盟をさらに強化するため能力向上を決意した」との文言も盛り込んだ。

香港情勢や新疆ウイグル自治区の人権状況に対しても「深刻な懸念」を表明。また、北朝鮮の完全な非核化に取り組むことや、拉致問題の即時解決の「必要性」も確認した。米軍普天間飛行場（沖縄県宜野湾市）の名護市辺野古への移設に関しては、「可能な限り早期に建設を完了する」とした。

会合には日本側から茂木敏充外相と岸信夫防衛相、米側からブリンケン国務長官、オースティン国防長官が参加した。ブリンケン氏、オースティン氏は同日夕、菅義偉首相への表敬を行う予定。【加藤明子】

### ③朝日新聞 DIGITAL 2021年3月12日

#### 【社説】福島事故から10年 いま再び脱原発の決意を

「原発に頼らない社会を早く実現しなければならない」。朝日新聞は東京電力・福島第一原発の事故を受けて、2011年7月、「原発ゼロ社会」をめざすべきだと提言した。

その後も社説などで、原発から段階的に撤退する重要性を訴えてきた。主張の根底にあるのは、「再び事故を起こしたら、日本社会は立ち行かなくなる」という危機感である。

最悪の場合、止めたくても止められない——。福島事故では、原発の恐ろしさをまざまざと見せつけられた。

生々しい記憶が10年の歳月とともに薄れつつあるいま、脱原発の決意を再確認したい。

#### ■廃炉への険しい道

原発が事故を起こせば、後始末がいかに困難をきわめるか。目の前の厳しい現実もまた、この10年の苦い教訓である。

つい最近、廃炉作業中の2号機と3号機で、原子炉格納容器の真上にあるフタの部分が高濃度の放射性物質に汚染されていることがわかった。

周辺の放射線量は、人間が1時間で死にいたるほど高い。炉心で溶け落ちた核燃料（燃料デブリ）の取り出しについて、原子力規制委員会の更田豊志委員長は「作戦の練り直しが必要になるだろう」と述べた。

1～3号機には800～900トンの燃料デブリがあるとみられる。だが、炉内のどこに、どんな形で残っているのか、いまだに全容をつかめていない。新たに見つかった2、3号機の高濃度汚染で、取り出し作業はいつそう難しくなるだろう。

以前の工程表は「20～25年後に取り出しを終える」としていたが、いまでは年限が消えてしまった。燃料デブリが残ったままでは、建屋や設備の解体と撤去が進まない。冷却用の注水にとまって高濃度の汚染水が生じ続け、それを浄化した処理水もたまっていく。

国と東電の掲げる「30～40年で廃炉完了」は不可能ではないのか、との疑念が膨らむばかりだ。廃炉の終着点が見えないと地元の復興もままなるまい。

原発の事故は地域社会を崩壊させ、再構築にはきわめて長い年月がかかる。この悲劇を繰り返すわけにはいかない。

#### ■安全神話は許されぬ

しかし、7年8カ月にわたった安倍政権をへて、流れは原発回帰へ逆行している。

事故の翌年、討論型世論調査などの国民的な議論をへて、当時の民主党政権は「30年代の原発ゼロ」を打ち出した。だが同じ年の暮れに政権を奪還した自公は、さしたる政策論争もなく原発推進に針を戻してしまう。

古い原発の廃炉などで20基ほど減ったものの、安倍政権の下で総発電量に占める原発の比率は事故前に近い水準が目標とされた。事故後に設けられた「原発の運転は40年」の原則をよそに、20年延長の特例も相次いで認められている。

菅政権はこの路線を継承し、「引き続き最大限活用する」との方針を示している。「原発の依存度を可能な限り低減する」といいつつ、具体策を示さぬまま再稼働を進める。その姿勢は不誠実というほかない。

政府は再稼働にあたり、原発の新規制基準は「世界で最も厳しい」と不安の解消に努めてきた。これが新たな安全神話を醸成していないか気がかりだ。

電力会社の気の緩みも見すごせない。福島事故の当事者である東電も、原発中枢部への不正入室を許し、重要施設の耐震性不足の報告を怠るなど、安全に対する姿勢に問題がある。

にもかかわらず、産業界を中心に原発への期待は大きい。

「原子力はエネルギー自立に欠かせない」「原発の運転期間を80年に延ばすべきだ」。エネルギー基本計画の改定を議論する経済産業省の審議会では、原発推進論が相次いでいる。自己の痛みを忘れたかのようだ。

破綻（はたん）した核燃料サイクルまでも「推進してほしい」という要望があることに驚く。

使用済み核燃料を再処理してプルトニウムを取り出しても、高速炉の開発が頓挫したため大量消費は望めない。そんななかで核燃料サイクルを進めたら、原爆の材料にもなりうるプルトニウムの保有量が思うように減らず国際的に批判されよう。

安全神話の上で国と業界がもたれあう。事故前と変わらぬ構図を解消すべきだ。

#### ■再エネの拡大こそ

原子力ばかりに力を注いでいては、再生可能エネルギーや水素を柱とした脱炭素時代の技術革新に乗り遅れてしまう。

地球温暖化を防ぐには、安全で低コストの再エネを広げるのが筋だ。原発利用は再エネが拡大するまでの一時的なものにとどめ、できるだけ早く脱原発のシナリオを固める必要がある。

40年たった原発を引退させ、新增設や建て替えをしない。そう決めれば、おのずと原発ゼロへの道筋は見えてこよう。

原子力からの撤退へ向け、着実な一歩を踏み出して初めて、福島第一原発事故の教訓が実を結ぶことになる。

## 【社説】大震災 10年 原発の将来像をどう描くのか

東日本大震災から 10 年を迎える今もなお、東京電力福島第一原子力発電所の事故処理作業が続いている。完了まで 30～40 年かかると想定される。廃炉への道のりは遠い。

原発事故や津波の影響で、福島県では一時、16 万人以上が避難を強いられ、今も 3 万人以上の避難者が県内外で生活している。帰還困難区域は、7 市町村の計 337 平方キロ・メートルに及んでいる。

溶融燃料の取り出しは、放射線量が高く、作業員が近づけないため、思うように進んでいない。東電は、信頼回復のためにも、廃炉を着実に進める責任がある。

福島第一原発の敷地には、汚染水を浄化した処理水をためるタンクが 1000 基以上ある。海洋放出が避けられない状況だが、海産物への風評被害を懸念する漁業関係者らが反対している。

政府は、処理水の海洋放出が環境や人体に影響しないことを丁寧に説明しなければならない。

震災前、全国に 50 基以上あった原発は、事故の影響で、老朽施設を中心に廃炉が決まった。残る 33 基のうち、再稼働にこぎ着けたのは 9 基にとどまっている。

政府は電力需要に対する原子力発電の比率を 2030 年度に 20～22%とする目標を掲げているが、達成はおぼつかない。

50 年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする方針も打ち出した。今後、太陽光や風力を使った再生可能エネルギーの利用が伸びたとしても、二酸化炭素を出さない原発の利点は大きい。電力の安定供給にも役立つ。

再稼働の前提となる原子力規制委員会の安全審査は、長い時間がかかる。規制委は電力会社の意見を聞きながら、安全性の確保と審査の迅速化を両立させる方法を検討すべきではないか。

遅々として再稼働が進まない背景には、原発に対する国民の根深い不信や不安もある。政府は、今後の原発の役割を含めたエネルギー政策の議論を深め、方向性を明確にすることが大事だ。

高レベル放射性廃棄物の処分は、原発を廃炉にするにしても避けて通れない課題だ。長く膠着（こうちゃく）状態が続いていたが、北海道寿都町などが昨年、処分場建設に向けた第 1 段階の調査に名乗りを上げ、選定プロセスが動き出した。

原発関連の事業は数十年単位の計画になる。落ち着いた環境で冷静に検討したい。政府は、福島第一原発の処理を着実に進めつつ、世界的な脱炭素の流れに対応する国家戦略を練ることが重要だ。

---

## <別紙 3> [緊急警告 051 号](#)

### 尖閣諸島をめぐる緊張の緩和を図れ

去る 2 月 1 日に中国が海警法を施行したことを機に、尖閣諸島沖に中国海警局の公船が侵入したというニュースが相次いでいる。日本政府は 2 月 25 日、外国公船が尖閣諸島への「上陸を目的として島に接近した場合」（読売・2/26）「危害射撃」が可能になる場合があるとの見解を示すまでに至った。

尖閣をめぐり日中間の緊張が高まっている今、この問題の経緯を振り返る必要がある。

1972 年、田中角栄首相が訪中して日中国交を樹立した際、周恩来中国総理が『これ（尖閣問題）を言い出したら、双方とも言うことがいっぱいあって、首脳会話はとてもじゃないが終わりませんよ。だから今回はこれは触れないでおきましょう』と言うと、田中首相も『それはそうだ。じゃ、これは別の機会に』

と応じ、交渉はすべて終わり日中共同声明が実現したといわれている」〔横浜市立大学名誉教授の矢吹晋氏による〕（丹羽宇一郎 元中国大使 東洋経済 ONLINE 2017/09/29）。

こうして双方が「棚上げ」に合意するかたちで「共同声明」を成立させた事実に対して、日本政府・外務省は後になって（80年代半ばから今日まで）「棚上げ」の事実はない、と否定するようになる。だが、こうしたやり取りの事実、当の外務省の記録にもある。情報公開法に基づいて読売新聞社が外務省に開示を求めて公開された文書には、以下のようなやり取りが記されている。

### 第三回首脳会談（9月27日）

田中総理：尖閣諸島についてどう思うか？私のところに、いろいろ言ってくる人がいる。

周 総理：尖閣諸島問題については、今回は話したくない。今、これを話すのはよくない。石油が出るから、これが問題になった。石油が出なければ、台湾も米国も問題にしない。

ここには両首脳1回ずつの発言しか記されていないが、中国側記録には田中首相4回、周総理3回の発言として残されている。

さらに1978年10月、「日中平和友好条約」の批准書交換式に参加するため来日した鄧小平中国副首相は、同月25日の記者会見で次のように述べている。

「（釣魚島、尖閣列島）この問題については双方に食い違いがある。国交正常化のさい、双方はこれに触れないと約束した。今回、平和友好条約交渉のさいも同じくこの問題にふれないことで一致した。中国人の知恵からして、こういう方法しか考えられない。というのは、この問題に触れると、はっきりいえなくなる。確かに、一部の人はこういう問題を借りて中日関係に水をさしたがっている。だから両国交渉のさいは、この問題を避ける方がいいと思う。こういう問題は一時タナ上げしても構わないと思う。十年タナあげしても構わない。われわれの世代の人間は知恵が足りない。われわれのこの話し合いはまとまらないが、次の世代はわれわれよりもっと知恵があろう。その時はみんなが受け入れられるいい解決方法を見いだせるだろう。」

（外務省 HP：日中間の戦後処理と尖閣諸島の関係について。1978/10/25）

この鄧小平副首相の発言に対して、当時、日本政府や外務省は特段の反論をしてはいない。さらには、「日中共同声明」やその後の「日中平和友好条約」締結に関わった大平正芳首相、園田直外相、鈴木善幸首相などの国会答弁その他の発言には、尖閣諸島問題を「棚上げ」とする中国との暗黙の合意があったことが示されている。

こうした事実を踏まえれば、いかに後の日本政府・外務省の態度が中国側に対して非礼であり、不誠実な対応であるかが歴然としている。これは日中関係に緊張をもたらそうとする政治的意図に基づいたものであり、日中国交回復に努めた先人の業績をないがしろにする誠に不誠実な対応と言わなければならない。

このような日本側の不誠実な対応の変化（政権与党である自民党の右傾化——右翼議員の台頭と良識保守派の衰退による）は、中国側の反発を招き、尖閣諸島をめぐる次第に緊張が高まっていった。

そうした状況下、2012年4月に当時の石原慎太郎都知事が、氏特有の右翼反動的パフォーマンスで、この島の購入計画を示して挑発し、同年9月、民主党野田佳彦内閣が中国政府の反発を和らげ「平穏かつ安定的な維持管理」をするとして、同島を国有化した（共同通信・2012/9/5）。だが、これは、過去の中国政府との「棚上げ」合意を踏みにじる決定的な誤りであった。

日本政府は尖閣諸島への主権を主張している。しかし米政府は 1972 年 5 月沖縄返還時に中台両国の領有権主張に配慮し、主権の帰属については判断を避けた。今年、改めて「尖閣諸島をめぐることは、米政府は日本の施政権は認めるものの、主権については特定の立場を取らない方針を堅持している」と報じられた（ワシントン時事・2021/2/27）。このように、日本による主権の主張は相対的で、国際的に認知されているものではない。確かに日米安保条約第 5 条では「施政の下」にある日本の領土をアメリカが守ることを定めているが、日本の主権を完全には認めていない状況下、アメリカが守ってくれる保証はないのである。

日本政府がいかに主権を主張しようとも、中台両国も主権を主張している現実がある以上、両国公船や漁船の尖閣諸島海域侵入をいたずらに騒ぎ立てるのは、紛争の火種を大きくする極めて危険な政治的行為と言わざるを得ない。まして、海上保安庁巡視船や自衛隊艦船が「危害射撃」可能などとして武力行使を振りかざすことなど、正気の沙汰ではない。日本政府の尖閣諸島「国有化」宣言を既成事実化させまいとして、あえて「領海」（中国側からすれば自国の領海）侵入を図ってくる艦船との衝突が不測の事態を招きかねないからである。

1978 年の日中平和友好条約の第 1 条第 2 項には、「すべての紛争を平和的手段により解決し及び武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認する」とある。尖閣諸島問題は、あくまで当事国の外交で解決すべき問題である。そのためには、「棚上げ」合意を破った誤りを認め、中国側との協議を開始するべきである。その協議では、お互いが「領海」とする海域の自由航行と両国漁船の操業の安全を保証する日中漁業協定の再確認が求められる。

領土や領海の主権をめぐる対立した場合、絶対に戦争はしないと誓った日本には、外交努力による妥協的平和的解決以外に選択肢はないのである。尖閣諸島の場合、小さな無人島でもあり、漁業の安全操業が保証され、海底資源の共同利用など、相互に利益が得られる妥協的解決ができるはずである。

中国との「棚上げ」合意を破って「国有化」を死守し、アメリカの後ろ盾を頼りに武力行使も可能とする小競り合いを繰り返して得るものは何か。それは、偶発的な武力衝突をもたらす大きな戦争の引き金ともなり得る危険性の増大であり、漁業の安全操業も資源の有効活用もできない結果をもたらすものでしかない。

前記「日中平和友好条約」の第 2 条には次の反覇権条項がある。「(両国の)いずれも、アジア・太平洋地域において……覇権を求めべきではなく、また、このような覇権を確立しようとする他のいかなる国又は国の集団による試みにも反対する……」。日中両国政府は今こそこの条約に従い、尖閣諸島をめぐる緊張の緩和を図るため、誠実な外交努力を開始すべきである。

憲法前文にある「いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならない」の玉条を改めて噛みしめ実践すべきときである。

(2021 年 3 月 5 日)

---

<別紙 4> [読者のひろば](#) (ご意見・情報など、なるべく 600 字以内で投稿歓迎)

■和田伸・香穂里氏より「種子島通信 33 号」をいただいた。以下に終盤の一部のみ抜粋を掲載する。割愛した項目は「市長選挙結果」、「市議会議員選挙結果と議長選出」、「海上ボーリング調査ほか訴訟結果」、「双方の動きあれこれ」、「環境影響評価（アセスメント）始まる」、「意見書提出」。

### 【抜粋 1】重要土地規制法案

馬毛島の土地買収の不透明さについては以前に触れていると思うが、つい先日とんでもない法案が閣議決定され国会に提出された。基地や原発の周辺にある土地建物を所有したり借り受けたりしている者を調査し、利用を規制する権限を政府に与える重要土地規制法案である。規制の対象になるのは、自衛隊、米軍、海上保安庁の施設や原発などの敷地の周囲 1 キロ以内と、国境の離島だ。

ここでその問題点を詳細に語るには、筆者の勉強も原稿の紙幅も足りないが、要するには戦時中の「要塞地帯法」の復活である。政府は、当然辺野古も馬毛島も視野に入れているはずだ。各地で法案廃止の闘いが始まっているが、種子島はまだ取り組めていない。よく言えば一点集中、悪く言えば広い視点で問題をとらえることができない私たちの運動のあり方を、今一度問い直さなければならないと思いつつ、できていないことが本当に情けない。

### 【抜粋 2】各地で取り上げられる馬毛島問題

雑誌「世界」は 2 月号 3 月号連続で馬毛島問題を取り上げ、八板市長も寄稿している（私もオンライン対談に参加させていただいた）。マスコミでもチョコチョコ取り上げられ、馬毛島が全国区になること自体は不本意ながら、やはり知ってもらって声を上げてもらうことは大事だ。私もせっせと馬毛島問題について発信している。YouTube でも以下の通り馬毛島について語ったので、是非ご覧いただきたい。

DEMO RESE Radio#18「今、無人島・馬毛島が熱い！！」part1 <https://youtu.be/2-vYJ2boge0>

DEMO RESE Radio#18「今、無人島・馬毛島が熱い！！」part2 <https://youtu.be/DsTgUznQ79o>

DEMO RESE Radio#18「今、無人島・馬毛島が熱い！！」part3 <https://youtu.be/PXWIIRCpgcA>

DEMO RESE Radio#18「今、無人島・馬毛島が熱い！！」part4 [https://youtu.be/I5g3SWx\\_8vs](https://youtu.be/I5g3SWx_8vs)

「風雲急を告げる!馬毛島の今」!! <https://youtu.be/ceOmV7T5Xt4>

### 【抜粋 3】原稿大募集！

読者からの要望提案もあり、種子島通信「馬毛島特集特大号（仮称）」を企画中。是非とも原稿をお寄せください。タイトルや字数はお任せしますので、常識良識の範囲でお願いします。締め切りは 5 月末日とし、その後編集発行の予定です。皆様からの原稿を楽しみにお待ちしております。原稿送付はメールだと有難いです。Kaori.wada528@gmail.com FAX 0997-23-7611 【抜粋終わり】

【編集より補足】同紙紹介の「南日本新聞」(<https://373news.com/>)で「馬毛島」をサイト内検索すると 3180 件ヒット：<https://bit.ly/3uOFo0m>

### ■DEMO-RESE(You Tube 民主主義研究所)・森正孝氏より（抜粋）

\*「東京オリンピックは大問題! オリンピックには“闇”の歴史も!!」

佐野通夫\*(東京純心大学教授)\*さんとの対談です。<https://youtu.be/xaL0-5CNDf4>

第二回は、来週の金曜日にお届けします。

\*「ZAN プロ」に、あるサラリーマンから「多忙なため新聞やニュースを見る時間がないので、五分くらいでその日にあった出来事を、ごく簡単に淡々とリードだけでよいので知ることのできるチャンネルを作成してほしい」との依頼がありまして、\*『今日の新聞 5 分でわかりみチャンネル』\*を作成しました。その youtube チャンネルの URL をご紹介します、出来ましたらチャンネル登録をよろしく願いいたします

今日の新聞 5 分でわかりみチャンネル：

<https://youtube.com/channel/UCEOVG6S30GEtFZXt0iI1kMw>

「ZAN プロダクション」連絡先事務局:info@zan-g.com 森正孝

■新外交イニシアティブ（日本の安全保障戦略） 柘植淳平氏より

すでにご存知かもしれませんが 下記のようなものを見つけましたので お知らせします。

<https://www.nd-initiative.org/research/9413/>

合わせて 花岡しげる著「自衛隊も米軍も日本にはいらぬ」花伝社 を推薦いたします。

■支部設置の報告を

札幌市 小久保和孝

どんなことにも潮時とか山場が必ず存在する。

昨年 9 月、「日本国憲法が求める国の形」シリーズ No.10「三鷹事件・巨大な謀略の闇—冤罪晴らす再審開始を—付記＝下山・松川事件」が刊行された。この冊子は占領下「国鉄」を巡って起された三大事件を扱っている。当時、これらの事件の渦中にいた筆者の思いが伝わる。

ところで、我が「完全護憲の会」の会費は無しになっている。そして会の運営はボランティア活動と「カンパ」で成り立っている。今、会を根本的に見直すとすれば年 2 回の割で刊行されるパンフ代金の収益で会が運営されるような体制を如何に作りあげるかであろう。

当会の会則「第 10 条 当会に支部を設置できる」とあるが、まだその事例は聞かない。私は、都道府県または市町村等自治体の区分にこだわらず、同一職場であっても会員が三人居れば“支部”にしては如何であろうか、と考える。

そして支部としての活動の経験が、この“読者のひろば”で交流されていく、そんな「組織活動」が展開される様に進んでいく事にはならないであろうか。

会は社会における人の集まりであるから、刻々に変化する社会に応じ、会をお互いにもう捉えるのか、会は“どうあるべきなのか”、それはお互いの日常的な会話・討論により常に共通理解を深めあってゆく課題である事は云うまでもない。

なお、当会ニュースに、シリーズ各号について 200~400 字前後の形は問わない短文の紹介を掲載しては如何だろうか？

(3 月 6 日)

---

◆[当会刊行物のご案内](https://kanzengoken.com/?page_id=6302) 参照：[https://kanzengoken.com/?page\\_id=6302](https://kanzengoken.com/?page_id=6302)

(1) シリーズ 1 『日本国憲法が求める国の形』(実費 300 円)

付・日本国憲法全文、「完全護憲の会」設立趣意書及び会則

☆当会の原典。現憲法と現国政とのへだたりを列挙。

(2) シリーズ 2 『安倍政権下の違憲に対する緊急警告』(実費 50 円)

緊急警告 001 号~013 号 (2015 年~2016 年)

☆第三次安倍内閣における違憲を告発。

(3) シリーズ 3 『戦前の悪夢・戦争への急カーブ ——安倍政権 3 年のあゆみ』

岡部太郎 著 (実費 300 円) ※在庫なし

前・当会共同代表・岡部氏の月例「政治現況報告」集 (2014 年 1 月~2016 年 11 月)

☆岡部太郎氏は元・中日新聞東京本社編集局政治部長 (東京新聞)、2018 年 4 月逝去、86 歳。

- (4) シリーズ4『明治帝國憲法下の暮らし —自民党改憲草案のめざすもの— 羽毛よりも軽かった人のいのち』(実費 300 円)  
付・大日本帝國憲法／教育勅語／軍人勅諭／戦陣訓／自民党改憲草案  
☆当時の人命はいかに使い捨てられたか。詩「地獄の話」(濱口國雄作)収録。
- (5) シリーズ5『平和に向けて活用したい道徳 —教育勅語の重圧と死線をさまよった臣民たち 歴史から見る道徳の教科化』 山岡聰子 起草 (実費 400 円)  
付・教育勅語(明治 23 年)／小学校祝日大祭日儀式規定(明治 24 年)／教育基本法(旧法)／同(新法)  
☆教育勅語から教育基本法(旧・新)への変遷。
- (6) シリーズ6『朝鮮半島情勢と私たち —北東アジアの平和と繁栄のために』  
大畑龍次 起草 (実費 400 円)  
付・南北共同声明／南北共同宣言／日朝平壤宣言／南北首脳宣言／日朝ストックホルム合意／南北板門店宣言／ドナルド・トランプ大統領と金正恩國務委員長の間のシンガポール共同声明  
☆米朝首脳会談後の行方、朝鮮半島の非核化、南北統一実現の前途を見る。
- (7) シリーズ7『安倍政権下の違憲に対する緊急警告2』(実費 100 円)  
緊急警告 014 号～033 号 (2016 年 6 月～2018 年 12 月)  
☆第三次及び第四次安倍内閣における違憲を告発。
- (8) シリーズ8『スマトラ島で敗戦 マレー半島で JSP —学徒徴兵・私の戦争体験記』  
福田玲三 著 (実費 400 円) 付:『馬南歌集 残響』  
☆JSP(降伏日本軍人)の現地における文集や歌集を収録。
- (9) シリーズ9『未来への小さな礎(いしづえ) —戦争の惨禍を見つめて』 山岡聰子 著(実費 400 円)  
☆日本が行った侵略戦争の跡をたどる。
- (10) シリーズ10『三鷹事件・巨大な謀略の闇 —冤罪晴らす再審開始を』 福田玲三 著(実費 400 円)  
付・下山事件、松川事件  
☆いまなお再審請求中の三鷹事件を中心に、下山事件、松川事件の真実を語る。

◆当会への入会ご案内 (会費は無料) 参照: [https://kanzengoken.com/?page\\_id=1003](https://kanzengoken.com/?page_id=1003)

「完全護憲の会」入会申込書

No. \_\_\_\_\_

氏 名			
ふりがな			
入会年月日	20	年	月 日
メールアドレス			
住 所	〒		
電話番号			
入会金 (1000 円)	<input type="checkbox"/> 支払い済み		<input type="checkbox"/> 未払い

[目次に戻る](#)